

第十六部

(六二八)

第一回 參議院財政及び金融委員會會議錄第四十八号

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○少額貯金及び各種團體預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一号)

○電氣復活反対に関する請願(第四十三号)

○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○低物價政策上官費事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)

○連合軍兵舎並びに宿舎建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)

○政令第七十四号中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七号)

○通貨發行審議會法案(内閣提出)

○經濟力集中排除法案(内閣提出、衆議院送付)

○今次日立鉾山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百十二号)

○金屬鉾山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに關する陳情(第四百十五号)

○旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)

○木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)

○經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)

○企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○接收家屋の地租家屋税等に関する請願(第五百八号)

○經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに關する請願(第五百三十六号)

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(内閣提出)

○財政法第三條の規定の特例に関する法律案(内閣提出)

○財團同族支配力排除法案(内閣提出)

○食糧管理特別會計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○食糧管理特別會計が農業災害補償法により昭和二十二年において負担する水稻共済に係る共済掛金の負担金の財源に充てるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出)

○塩業対策の確立に関する請願(第六百二十六号)

○接收建物に対する非戦災家屋税に関する陳情(第六百一十一号)

○旧軍用施設拂下げ價格に関する陳情(第六百十五号)

○会社利益配當等臨時措置法案(内閣提出)

○財務局及び稅務署に在勤する政府職員に対する稅務特別手当の支給に関する法律案(内閣提出)

○特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行う等の法律案(内閣提出)

○未復員者給與法案(内閣提出)

○昭和二十二年十二月五日(金曜日)午前十一時三十一分開會

本日會議に付した事件

○会社利益配當等臨時措置法案

○昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租稅の減免、徵收猶予等に関する法律を改正する法律案

○印紙等模造取締法案

○特別都市計畫法第四條の規定による國庫補助を國債証券の交付により行う等の法律案

○未復員者給與法案

○委員長(栗田英雄君) これより委員會を開會いたします。先ず会社利益配當等臨時措置法案につきまして政府の提案理由の説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(伊原隆君) 只今予備審査をして頂くことになりました会社利益配當等臨時措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

○会社利益配當等臨時措置法案は、昨年四月連合國最高司令部よりの實書に基きまして制定施行されました会社配當等禁止制限令によりまして、資本金二十万円以上の会社であつて、戦時補償の請求權、在外資産等を有するもの、及びいわゆる制限会社は、現在配當を年五分以下に制限せられてゐるのであります。

○これは戦時補償等の處理如何によつては、これらの会社の中には經理に大なる影響を及ぼさるべきものを生ずることが予想せられましたので、予め会社の經理内容をできるだけ健全ならしめて置くという趣旨の下に制定せられたものであります。然るに御承知の通り昨年いわゆる戦時補償の打切が行われ、これに伴ひ損失を蒙る企業については、会社經理應急措置法及び企業再建整備法の規定によつて、これらの損失の適正な處理が図られることとなつたのであります。従ひまして、現行の会社配當等禁止制限令は、その制定の趣旨に鑑み、これを今後に繼續して施行する必要を認めないようになりつたのであります。他面今後經濟の民主化を圖るため、極めて多額の有價証券を廣く國民の間に分散させることが必要であり、又經濟の復興再建のためには、多額の新規資本の蓄積を圖らねばならない状況にありまして、この見地からいたしますれば、会社の配當を一定限度以下に制限することは、活潑なる有價証券取引を阻害し、國民の証券投資に不利なる影響を與えるものと考えられます。

○以上のごとき理由から、政府は連合國最高司令部に対し、会社配當等禁止制限令の廢止について懇請いたしておつたのであります。本年十月二十二日附實書を以てその許可を得ましたので、同令を廢止することとしたしますと共に、その實書において指示せられましたところに従つて、会社の利益配當につき若干の措置を講ずることとしたし、ここに会社利益配當等臨時措置法案を提出いたしました次第であります。

○次にこの法律案の内容につきましてその大要を御説明申し上げます。

○先ず第一に、この法律の適用を受ける實社の範圍につきましては、從來の会社配當等禁止制限令が、金融機關以外の資本金二十万円以上の会社となつておりましたのと異り、資本金の大小を問はず、又戦時補償請求權等を有するものと否とに拘わらず、すべての会社が例外なくこの法律の適用を受けることとなるのであります。

○第二に、会社の配當率については、何等制限を設けておりませんが、配當金總額が、その事業年度の総益金から總損金を控除したるいわゆる純益金額を超えて配當することを禁止いたしております。又会社は、借入金によつて配當してはならないこととしたしますと共に、その事業年度末までに支拂期日の到來した金銭債務を完全に支拂つた後でなければ、会社は配當してはならないこととしたしたのであります。

○第三に、特別經理会社及び經濟力集中排除法により指定を受けた会社につきましましては、整備計畫又は經濟力集中排除法による決定指令の内容を全部実行するまでは、原則として配當をしてはならないこととしたし、ただ大蔵大臣の許可を受けた場合に限りて配當をなし得ることとしたしたのであります。尙制限会社及び金融機關につきま

第十六部 財政及び金融委員會會議錄第四十八号 昭和二十二年十二月五日

【參議院】

739

しては、この法律には同様の規定を設けておられません、制限会社につきましては、いわゆる制限会社令によつて利益配当をしようとする場合には、すべて事前に許可を要することは勿論であります。

又金融機関につきましても、金融機関再建整備法の規定によつて、整備の完了までは利益の配当をなし得ないことになつております。

第四に、会社は配当した場合に、株主総会の承認その他適法の手続を経て、利益配当が確定したときから三十日以内に、決算に関する報告書と準備金及び利益の配当に関する報告書を作成して大蔵大臣に提出しなければならぬこととした。何卒速かに御審議の上可決下さるようお願いいたします。

○委員(黒田英雄君) この法案につきましては御質疑は後に廻したいと思ひますが、ちよつと速記を止めて。

【速記中止】

○委員(黒田英雄君) 速記を始めて下さい。

昭和十四年法律第三十九号災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律を改正する法律案、本案につきましても質疑終了に相成つておるのであります。直ちに討論に移りたいと思ひます。

直ちに討論に移りまして御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。御意見のおありの方はお述べを願ひます。

○深川タマエ君 実はこれは私、質問の時間にお尋ねいたさうと思つていた

のでありますが、討論となりまうかと思ひますが、結局は賛成いたすのでありますけれども、疑念の点をちよつと申し上げます。これには、災害の程度の調査というのが、この法案には少しも挙げられていないと存じます。非戦災者特別課税のときにおきましては、ちやんと三割以上の被害といふことが載つておりましたが、これには載つておらないようでございます。

それから租税の納付期限の猶予の問題でありますけれども、所得税の場合にはよく分つておりますけれども、例えば酒税、清涼飲料税、物品税、入場税などの場合は、この法案は極めて曖昧にできておらずと思ひます。酒税といふものは、私は、酒を醸造しておるところの所得といふものは税金とは別で、手数料は別に貰つておるものだと思ひます。この法案にあるように、住宅と家財道具は被害を受けなくても、たま／＼酒倉は被害を受けなかつたりした場合に、その酒は十分に醸造できて政府に納めたならば、その家はちやんと所得は貰えるのであります。それでも、住宅が被害を受けておることありますから、その所得税は減免することになつておる。そこは分りまされども、税金までも猶予しなければならぬ理由はどこにあるかと存じます。清涼飲料税の場合も同じこと、物品税の場合も、飴でも、サツカリンでも、造る工場は何の被害も受けていない、物品の製造ができて政府に納めることができたならば、何の被害も受けていないのだから、税金の方で猶予をする必要はないと存じております。

この住宅又は家財道具の被害だけを挙げておいでになるようでございます。

れども、その他事業所とか、商店といふものは挙げて置かなければ十分でないと思ひます。今例に挙げました酒の醸造の蔵なんか明らかに事業所でありまして、住宅と商店とが一緒になつておる場合なんかはここにやはり商品といふ項目が上つていなければならぬと存じます。

以上ですけれども、これは実は質問いたさうと思つたんですけれども、時間間に合はなくて、こういう時間に申し上げましたので、一つお含みの上適當なお取扱いをお願いしたいと存じます。

○委員(黒田英雄君) 今の深川さんの御意見は、不備があるから賛成できないという御意見ですか。

○深川タマエ君 これを修正して貰いたい、こゝ思つたんですけれども、それは私だけの考では行かないこととしようが、よくこういう技術は分りませんので、一つ適當に……、私が申し上げた内容はよくお分りだろうと存じます。

○委員(黒田英雄君) それではまあ態度を保留される意味ですね。他に御発言ございませうか……、他に御発言ございませうか……、他に御発言直ちに採決に入つて御異議ございませうか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄君) 御異議ないものと認めます。本案に賛成の方の御挙手を願ひます。

【総員挙手】

○委員(黒田英雄君) 全会一致であります。全会一致を以て議決せられました。

○委員(黒田英雄君) 次に印紙等模造取締法案を議題にいたします。本案

につきましても、質疑は終了と決定されておるのであります。直ちに討論に入りたいと思ひます。御意見のおありの方はお述べを願ひたいと思ひます。別に御発言がないようでありまうから、直ちに採決に移りまして御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○委員(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。本案に賛成の方の御挙手を願ひます。

【総員挙手】

○委員(黒田英雄君) 全会一致を以て可決いたしました。

○委員(黒田英雄君) それでは次に特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國庫債券の交付により行ふ等の法律案、これが予備審査のために付託されております。本案につきまして政府の提案の理由の説明を願ひたいと存じます。

○政府委員(河野一之君) 特別都市計画法第四條の規定による國庫補助を國庫債券の交付により行ふ等の法律案の提案の理由を御説明申し上げます。特別都市計画法に基く土地地区画整理事業は戦災地再建の基礎をなし、文再建の前提をなすものでありますから、早急に実施する必要があるものであります。事業の性質上これに要する経費が相当巨額に上るものと存ぜられるのであります。而もこの経費につきましてもは高率の國庫補助を伴ふものであります。關係上、國の財政負担も巨額に上るものと考へられるのであります。従つてこの事業の施行に當りましては、事業の緊急性と現在の財政及び金融の事情との調整を図ることが必要と相成るのであります。事業費の支出につき

ましても、インフレーションの抑制を企図する等適當の措置を講ずることが極めて肝要のことと存ぜられるのであります。この見地からこの法律案を提出いたしました次第であります。即ち土地地区画整理事業に対する國庫補助金の中、特別都市計画法第十六條の規定に基く公共用地造成のため、私用地の減歩が、割五分を超過する部分について、交付する補償金に對して行つ補助金に對しましては、右のような趣旨によりまして、この國庫債券を以て交付することにしたとすると共に、事業施行者が土地所有者及び関係者に交付する減歩補償金につきましても、その交付を受けた國庫債券を以て補償金の交付をなし得る途を開きまして、インフレーションの抑制に資したいと考へる次第でございます。尚この減歩補償金はその性質が面積減歩の對象であり、資産の一部が土地から國庫債券に移つたものと認められまうので、現下の經濟事情から見まして、この程度の措置は止むを得ないと考へられるのであります。

以上の理由によりまして、本案を提出した次第でありまして、何卒御審議の上御賛成をお願いいたします。

○委員(黒田英雄君) それでは次に予備審査のために付託されております未復員者給與法案を議題にいたします。本案につきましても、政府提案の理由の説明を求めたいと存じます。

○政府委員(河野一之君) 未復員者給與法案の提案の理由を御説明申し上げます。元の陸海軍に属してありまして、未だ復員していない同胞に對しましては、従前の例によつて給與が支給されておるのでありますが、この支給は放

の時間にお尋ねいたさうと思つてた
けておいでになるようでございます

造取締法案を議題にいたします。本案
のであります。事業費の支出につき

は、従前の例によつて給與が支給され
ておるのでありますが、この支給は旅

費、埋葬費を除いては、階級によつて
相当著しい相違があり、特に兵はた

とい内地に扶養親族を残しておる者で
ありまして、扶養手当の支給を受け

ていない実情でありまして、今日の事
態に著しく即しない給與になつておる

のでございませう。そこでこの際階級差
の多い従前の俸給を改めまして、階級

の如何に拘わらず一律に月額百円とい
たしますと共に、平生扶養親族を内地

に残しておる者に対しまして、新たに
兵以外の者と同様、その扶養親族の一

人当り月額百五十円の扶養額を支給
することにいたしたいのでございま

す。ただ兵以外の者で従前の家族渡しの
給與額が右の原則による支給額を超

時半まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後二時三十八分開会

○委員長(黒田英雄君) 午前中に引続い
て委員会を開会いたします。速記を止

めて。

午後二時三十九分速記中止

午後二時五十分速記開始
○委員長(黒田英雄君) 速記を始めて

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十六分散会

委員長

理事

委員

伊藤 保平君

黒田 英雄君

木村 禮八郎君

下條 恭平君

椎井 康雄君

森下 政一君

王屋 喜章君

西川 甚五郎君

松嶋 喜作君

山田 佐一君

尾形 六郎兵衛君

木内 四郎君

深川 大五郎君

星 一君

石川 進吉君

九鬼 紋十郎君

小林 米三郎君

小宮 山常吉君

高橋 龍太郎君

渡邊 甚吉君

政府委員

大蔵事務官(理財局長)

伊原 隆君

大蔵事務官(主計局長)

河野 一之君

復員事務官(官房長)

森田 俊介君

十二月四日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。

一、未復員者給與法案(第三十三号)

未復員者給與法案

未復員者給與法

第一條 もとの陸海軍に属している者
で、まだ復員していないもの(以下

未復員者という)に係る給與に關し
ては、他の法令に特別の定めのあるも

のを除く外、この法律で定めるとこ
ろによる。

第二條 未復員者に支給する給與は、
これを分つて俸給、扶養手当及び帰

郷旅費とする。

第三條 未復員者の俸給は、これを月
額百円とする。

俸給は、未復員者が内地(樺太を
除く。以下同じ)に帰還したとき、

これをとりまゝとしてその者に支拂う
ものとする。但し、特に必要がある

ときは、その者が内地に帰還する以
前でも、命令で指定する者に支拂う

ことができる。

第四條 未復員者が命令で定める扶養
親族のあるものには、扶養手当を支

給する。

扶養手当月額額は、百五十円に前項
の規定による扶養親族の員数を乗じ

て得た額とする。

第一項の規定に該当する未復員者
で、この法律施行の際現に従前の例

によりその者の家族が給與の支拂を
受けているものについては、その者

の俸給月額と扶養手当月額との合計
額が、この法律施行の際現に従前の

例によりその者の家族が支拂を受け

ていた給與月額に満たないときは、
その差額を超えない範囲内の額を前

項の扶養手当月額に加えた額を以
て、その者の扶養手当月額とするこ

とができる。但し、その額と前條に
規定する俸給月額との合計額は、従

前の例により昭和二十二年三月分と
してその者の家族に支拂われていた

給與の月額を超えてはならない。

扶養手当は、毎月、命令の定める
ところにより、これを扶養親族の一

人に支拂うものとする。但し、支給
應において必要があると認めた場合

においては、支給すべき三箇月分以
内の分は、これをとりまゝとして支拂

うことができる。

扶養手当の支拂を受けている者又
は命令で定める者は、左の各号の一

に該当する事実がある場合において
は、遅滞なく、その旨を支給應に届

け出でなければならぬ。

一 あらたに扶養親族たる要件を具
備する者があるに至つた場合

二 扶養親族のうち扶養親族たる要
件を欠く者があるに至つた場合

扶養手当は、前項各号に掲げる事
実の生じた日の属する月の翌月分か

ら、その支給を開始し、その支給額
を改訂し、又はその支給をやめる。

第五條 未復員者が復員し又は死亡し
たときは、復員し又は死亡した日の

属する月分の俸給及び扶養手当は、
全額これを支給する。

未復員者が復員し又は死亡した日
の属する月の翌月以降その者の復員

又は死亡の事実の判明した日まで
に、既に支給された俸給又は扶養手

当は、これを國庫に返還せよといふこ
とができる。

未復員者が復員し又は死亡した場
合においては、その者に係る俸給又

は扶養手当の支拂を受ける者は、遅
滞なく、その者の復員又は死亡の事

実を支給應に届け出でなければ、前
項の規定の適用を受けることはでき

ない。

第六條 未復員者が連合國軍の命令に
より、戦争犯罪人又は戦争犯罪人容

疑者として逮捕、抑留又は処刑され
た場合においては、その逮捕、抑留

又は処刑の事実があつた日の属する
月の翌月分以後の俸給及び扶養手

当は、これを支給しない。

前項の規定に該当した者が起訴さ
れる前に釈放され又は無罪の判決を

受けた場合においては、前項の規定
により支給をやめた月分以後の俸給

及び扶養手当は、これを支給する。

前條第二項及び第三項の規定は、
第一項の場合に、これを準用する。

第七條 未復員者には、その復員の際、
帰郷旅費として三百円を支給する。

但し、内地外において復員した者及
び連合國軍の命令により戦争犯罪人

として処刑された者には、これを支
給しない。

第八條 未復員者が死亡した場合にお
いては、遺骨の引取に要する経費と

して、死亡者一人当り二百七十円、遺
骨の埋葬に要する経費として、死亡

者一人当り二百五十円をその遺族に支
給することができる。但し、命令で

指定する者の遺族には、遺骨の埋葬
に要する経費は、これを支給しない。

前項の規定による遺族の範囲及び
順位は、死亡した未復員者の配偶

者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟
姉妹並びにこれらの親族を欠くとき

はその葬祭を行う者とし、同願位者にあつては、長は幼に先だつものとする。

附
則

第九條 この法律は、昭和二十二年七月一日以後において、その給與事由の生じた給與につき、これを適用する。

第十條 未復員者で、昭和二十二年七月一日現在において従前の例により臨時家族手当を受けていたものには、その者の同日現在において臨時家族手当を受ける基礎となつていた家族に関する従前の届出を以て第四條第五項の規定による届出とみなし、同條第六項の規定にかかわらず、同年七月分から、扶養手当を支給する。

前項の規定する者に昭和二十二年七月一日現在において臨時家族手当を受ける基礎となつていた家族以外の扶養親族があつた場合においては、当該扶養親族につき、命令の定めるところにより、扶養親族に関する事項を支給應に届け出でたときは、第四條第六項の規定にかかわらず、昭和二十二年七月分から、当該扶養親族に係る扶養手当を支給する。

前項の規定は、未復員者で、昭和二十二年七月一日現在においては、從前の例によつては臨時家族手当を受け得ないがこの法律の規定の適用によりあらたに扶養手当を受け得ることとなつたものに、同日現在において、この法律の規定による扶養親族があつた場合に、これを準用する。

第十一條 昭和二十二年六月分以前の給與でこの法律施行の際まだ支給し

昭和二十三年五月十四日印刷

昭和二十三年五月十五日発行

參戰完其務司

印刷者 印刷局

ていない分については、なお従前の例により、これを支給する。但し、昭和二十年九月分から昭和二十二年

六月分までの給與のうちまだ支給し
てない給與は、別表に定める額によ
り、これを拂切とすることができ

第十二條 昭和二十二年政令第五十二号（陸軍刑法を廢止する等の政令）

第七條中「關しては、」の下に「未復員者給與法に定めるものを除く外、」を加える。

別表	未支給給與月額表
----	----------

[illegible]

備考

一、將校で一特進一を冠しているのは、准士官又は下士官から將校に任ぜられた者をいう。
二、扶養家族及び旧本俸月額は、昭和二十一年四月一日現在のものによる。
三、この表は月額を示したものであるから、支給当額はこの表の額に夫よ該当期間の月数を乘じて得た金額とし、計算の結果十円未満の端数のあるときは、これを十円に切り上げる。
四、昭和二十二年十二月一日以降内地に帰還した者に対しては、前号によつて計算して得た金額と、第三條第二項によつて内地に帰還の後、その者が給與の額とすることのできる。
五、昭和二十二年十二月一日以降内地に帰還した者に対しては、前号によつて計算して得た金額と、第三條第二項によつて内地に帰還の後、その者が給與の額とすることのできる。